

～児童扶養手当制度～ ご存じですか

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため「児童扶養手当」が支給されます。

● 受給資格者

次の条件にあてはまる18歳到達年度の末日までにある児童（一定の障害を有する場合は、20歳未満）を監護している母または養育者に支給されます。

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
 父が死亡した児童
 父が重度の障害にある児童
 父の生死が明らかでない児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童
 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 婚姻によらないで生まれた児童

● 支給額

児童が1人の場合
 月額 全部支給.....41,720円
 一部停止.....9,850円～41,710円

児童が2人の場合
 上記金額に...5,000円加算

児童が3人目以降 1人につき
 上記金額に...3,000円加算

● 所得制限

【所得制限限度額表】

| 扶養親族数 | 受給者本人 | | | 配偶者・扶養義務者 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 全部支給 | 一部支給停止 | 孤児の養育者 | |
| 0人 | 190,000 | 1,920,000 | 2,360,000 | 2,360,000 |
| 1人 | 570,000 | 2,300,000 | 2,740,000 | 2,740,000 |
| 2人 | 950,000 | 2,680,000 | 3,120,000 | 3,120,000 |
| 3人 | 1,330,000 | 3,060,000 | 3,500,000 | 3,500,000 |
| 4人 | 1,710,000 | 3,440,000 | 3,880,000 | 3,880,000 |
| 5人 | 2,090,000 | 3,820,000 | 4,260,000 | 4,260,000 |
| 6人 | 2,470,000 | 4,200,000 | 4,640,000 | 4,640,000 |
| 1人につき | 加算 380,000 | 加算 380,000 | 加算 380,000 | 加算 380,000 |

(注) 1 受給者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部又は全部が支給されません。
 2 老齢福祉年金以外の公的年金を受けられる場合は支給できません。

お問い合わせ 対馬市福祉事務所 福祉課 0920 - 58 - 2294
 各地域活性化センター住民生活課・各福祉保健センター

国民健康保険税を年金から天引でお支払いされている方々へは、
来年度から「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択が出来ます。

国民健康保険税を年金から特別徴収でお支払いいただいている方で、口座振替をご希望される方は、対馬市役所税務課並びに各地域活性化センター住民生活課へ、印鑑をご持参のうえお越し下さい。

1月31日までに手続きをされますと、平成21年4月分の年金から支払いが中止され、6月から口座振替が開始されます。（保険税の総額は変わりません。）

上記の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくこととなります。

口座振替契約がされていない方は、口座振替依頼書の提出が必要です。
 振替口座の預金通帳、通帳のお届け印をご持参下さい。

口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

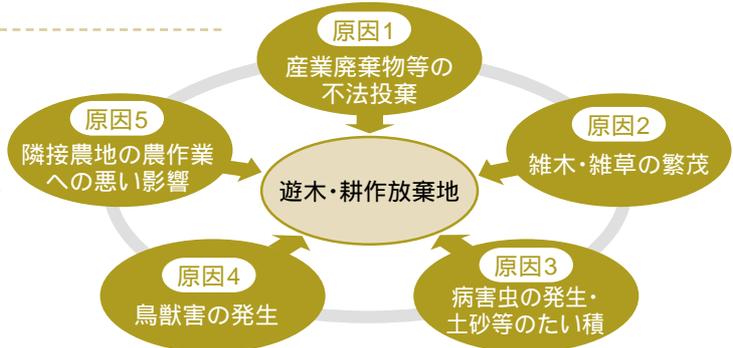
税務課 0920-53-6111

耕作放棄地を解消!

農林振興課コーナー

遊休・耕作放棄地が発生すると...
環境の悪化につながります。

遊休・耕作放棄地とは...
もう何年も耕作をされていない
荒れた農地のことです。



遊休・耕作放棄地にしておくと...
法的措置がとられます。

1. 農業委員会の指導

市基本構想において、「要活用農地」に位置づけられた遊休農地の所有者等に対して、農業上の利用を促進するよう農業委員会から指導されます。

2. 特定遊休農地の通知

指導しても正されない場合は、市長から「特定遊休農地」である旨の通知が来ます。

3. 利用計画の届出

通知を受けた農地所有者等は、今後の利用計画を市長に届け出なければなりません。

< 市長の代執行 >

当該農地が周辺農地に著しい支障（病害虫の発生や雑草の繁茂など）を及ぼす時には、市長から直ちに遊休農地の所有者等に対し、遊休農地の草刈り等支障の除去のために必要なことが命ぜられ、その措置命令に従わないときには、市長による代執行が行われます。

5. 買入れ等の協議

勧告に従わない場合は、市や農地保有合理化法人等による買入れ等の協議が行われます。（協議が整わない場合には、県知事の調停、最終的には知事の裁定による強制的賃借権（特定利用権）の設定に及びます。）

4. 必要な措置の勧告

利用計画の内容が不十分な場合には、市長から必要な措置が勧告されます。

罰金 市長の措置命令に従わない場合は、30万円以下の罰金。利用計画の届け出をせず、または虚偽の届け出をした場合は10万円以下の過料。

遊休・耕作放棄地を解消するには...
助成制度を活用しましょう!

「長崎県耕作放棄地解消5ヶ年計画実践事業」とは...

耕作放棄地を解消する場合、復旧等にかかる経費を一部助成する制度です。助成に関しては各種条件がありますので以下、ご注意ください!!

**耕作放棄地復旧
活動支援事業**
[通称:バスター事業]

市が指定する耕作放棄地(要活用農地)を草払いするなど、復旧活動を行う個人・団体へ活動経費として、初年度に限り助成します。

助成(上限)単価:10,000円/10a

5年間は復旧農地の適切な管理が義務付けされます。管理が行われない場合は、助成金の返還となります。

※事業の実施には各種条件がありますので、詳しいことは下記へご相談ください。

農林水産部 農林振興課 0920-53-6111 FAX0920-53-6122

第30回 元気野菜コンテスト開催

環境衛生課コーナー

対馬市保健環境連合会(村瀬芳美会長)などでは、恒例となった「元気野菜コンテスト」を開催いたします。今回も、生ごみ堆肥化により栽培した野菜のコンテストや子どもたちによる事例発表、環境アドバイザー中尾慶子先生の講演会、お楽しみ抽選会など内容も盛りだくさん。

家庭から発生する生ごみのリサイクル。ごみ処理経費の削減や地球温暖化、食育についても考えようという催しです。去年参加された方もはじめての方も気軽に参加して下さい。(参加費無料)

コンテストに出品する「元気野菜」(生ごみ堆肥で栽培した野菜)もあわせて募集しています。

開催日:平成21年1月18日(日) 受付:午前10時から

会場:峰地区公民館

主催:対馬市保健環境連合会など

問い合わせ:対馬市保健環境連合会事務局(市役所 環境衛生課)

0920-53-6111

年金コーナー

国民年金を納めましょう

今年度の国民年金保険料は、1ヶ月1万4千410円です。1年分または6ヶ月分を前納すると割引がありおトクです。口座振替で前納するとさらに割引があります。

納付方法は、4月に社会保険庁から送られてくる納付書により銀行・郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア等で納めることができます。また、預金口座から自動的に引き落とす口座振替や、クレジットカードでお支払いいただけるほか、電子納付ができます。

年内（平成20年中）に納付した保険料は、平成20年分の社会保険料控除として全額申告することができます。

また、配偶者等世帯員の保険料は、納付した者が申告することができません。

前納・口座振替等の申し込み方法等、詳しいことはお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

年末調整・確定申告の際は、領収証または社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が必要ですよ。

問い合わせ先

長崎社会保険事務局運営課

095-832-6254

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

1月14日（水）

対馬市役所 別館第1会議室

午前10時から午後5時まで

1月15日（木）

美津島支所 別館会議室

午前10時から午後3時まで



定額給付金の

給付をよそおった

『振り込め詐欺』や

『個人情報』の『詐欺』に

ご注意ください。

今般、予定されている「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

定額給付金については現在申請手続きを含め、給付手続きは始まっておりません。市町村や国、県などの担当者が定額給付金の給付のために生年月日や家族構成、口座番号等を電話や手紙等でお尋ねすることはありません。

市町村や国、県などの担当者がATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

市区町村や総務省などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。

定額給付金の手続きが始まった場合には、市町村や国県などからお知らせがなされます。

裁判員制度 Q & A [11]

平成21年5月21日から
はじまる裁判員制度に
ついて解説します。
あなたも裁判員に選ばれるかも！



Q 裁判員にはどのような義務があるのですか。

A 審理や評議に出席し、評議では意見を述べてもらいます。また、公平誠実に職務を行わなければなりません。このほか、評議の秘密や裁判員の職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません（守秘義務）。裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。

Q 裁判員になったら必ず意見を言わなければならないのですか。

A 法律上、裁判員は、事件について裁判官と一緒に議論（評議）する際に意見を述べなければならぬとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意

見を述べるのが不可欠だからです。もっとも、評議においては、すべての問題点について一度にまとまった意見を述べなければならぬわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいで論議に参加していただければよいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。裁判長も、必要な法令に関する説明を丁寧に行い、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言する機会を十分に確保するなどして、裁判員の方が意見を十分に言えるように配慮しますので、安心して評議に参加してください。

【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けております。職場や学校、地域の集まりの場にも出向きますので、お気軽にお申し込みください。

長崎地方裁判所厳原支部
0920(52)0067